

## 1. 「基本的人権とジェンダー平等の取り組み」

(1) 1945 年、「一生のうち二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救うため、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念をあらためて確認し」（国連憲章前文）で、国際連合がスタートした。平和構築と人権尊重は、切り離すことのできない国際連合設立の理念である。国連は、1948 年に世界人権宣言を、1966 年に国際人権規約を採択した。

(2) 以来、国連は、1975 年を国際女性年、1976 年から 1985 年までを国連女性の 10 年として、ジェンダー平等への取組を進めてきた。1979 年の女子差別撤廃条約は、その前文で、「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と述べ、1995 年の北京行動綱領は、「紛争解決の意思決定のレベルへの女性の参加を増大し、武力又はその他の紛争下に暮らす女性並びに外国の占領下で暮らす女性を保護すること」（戦略目標 E-1）を戦略目標に掲げた。

(3) わが国においても、1946 年日本国憲法は、前文で、「わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」「恒久の平和を念願し」、第 9 条に「戦争の放棄」を規定した。また、基本的人権の尊重を中心理念とし、とりわけ、第 14 条に「法の下での平等」、第 24 条に「個人の尊厳と両性の平等」を規定したことの意義は計り知れない。

(4) また、1999 年には、男女共同参画社会基本法を制定して、「男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけた。これに伴い、すでに 3 次にわたる男女共同参画基本計画を策定し、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」（第 3 次男女共同参画基本計画、第 2 部第 1 分野）を図っている。

## 2. 安保理決議第 1325 号の採択

### ●（1）に 1325 決議の意味と背景を追加

2000 年 10 月、安保理は「女性・平和・安全保障」に関する初めての決議 1325 号を採択した。

第 4 回世界女性会議（北京）以降展開されてきたジェンダー主流化政策を反映して採択されたこの決議は、女性や子どもを含む一般市民が武力紛争の犠牲者の多数を占めるように

なっていること、また、女性に対する暴力が武力紛争の手段として戦略的に用いられていること、その一方で、女性たちが紛争の予防と解決、平和の構築に重要な役割を果たしているながら、安全保障と平和構築に関わる意思決定に対等な参加が保障されていないとの認識にもとづいて、

- ・紛争の防止や解決に関わるあらゆるレベルの意思決定に女性の参加を促進すること、
- ・平和の維持・構築においてジェンダー視点を導入すること
- ・紛争下における女性と少女の暴力からの保護、特別なニーズへの配慮を推進するものである。

(2) に 2122 号決議、CEDAW 一般勧告 30 号も入れる

(3) の④「紛争後の人道に基づく救済と復興支援」とする

(3) 課題を以下のように変更：②紛争下および紛争後の・・・③人道と復興支援におけるジェンダーへの配慮

### 3. 日本が 1 3 2 5 NAP に取り組む意味（新項目）

#### 1. 歴史的・今日的背景

(1) 日本はかつて武力で近隣諸国を植民地支配・侵略して多大な犠牲を出したばかりでなく、日本軍「慰安婦」制度をはじめ、女性に対する大規模かつ組織的暴力を行った。この歴史的事実への真摯な反省に立って、憲法 9 条の下、近隣諸国との平和な友好関係を築くとともに、世界各地の平和と女性の人権に貢献する必要がある。

(2) 日本は直接紛争下にはないが、在日米軍基地周辺における女性に対する暴力、また自衛隊内における性暴力事件が示すように、関連する課題を抱えている。

(3) 日本においても女性たちは、過去の戦争・植民地支配の被害を回復し、平和を維持し、日本のみならず世界各地で人間の安全保障を実現するため、政府部門やさまざまな民間活動において、重要な役割を果たしてきた。一方で、日本におけるジェンダー格差は今なお大きく、とりわけ意思決定レベルへの女性の参画は世界的に見ても著しく遅れており、本行動計画の策定によって、平和構築・安全保障に関わるあらゆるレベルの意思決定過程への女性平等な参加を推進する必要がある。

#### 2. 自然災害に対する取組におけるジェンダー主流化

(1) 本計画は、あくまで安保理決議 1325 号の実施を目的とするものであるが、人間の安全保障とジェンダー主流化の観点から、日本が直面した数多くの自然災害の経験も反映している。自然災害は人間の生命や災害後の生活条件に影響を与え、子ども、高齢者、障害者を含む災害に脆弱な人々と同様、女性にもより直接的かつ負の影響を与える。またジェンダー不平等、男女の固定的性別役割の強化、適切な情報や経済的機会への平等なアクセス

スの不足、貧困と社会的排除、安全への不安、不均衡な家族的責任等、関連するリスクや脆弱性に関して、男女にしばしば異なる影響を及ぼしてきた。このように自然災害においては、紛争下及び紛争後の女性をめぐる問題と共通する課題が多く存在する。

(2) 国際社会においては、北京行動綱領及び国連総会、国連女性の地位委員会、国連防災世界会議等で、自然災害の予防、軽減、復旧、復興戦略におけるジェンダー主流化と女性のエンパワーメントが主張されてきた。日本政府は、2012年3月に国連女性の地位委員会(CSW)において「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を提案し、その採択に尽力した。日本は、決議内容の実現に尽力する立場にある。

(3) 女性は、自然災害の負の影響を受けやすい一方で、防災、災害救援、復旧、復興の過程において、極めて重要な役割を果たしてきた。災害後には、女性が支援活動の中心となることで脆弱な人々に対する支援が広がったり、また大黒柱を失った一家において経済活動の軸を担うことも増える。このような積極的主体としての女性に着目し、自然災害においてもジェンダー平等と女性のエンパワーメント、すべての意思決定過程への参加を徹底し、ジェンダーの主流化を図ることが求められる。

#### 4. 日本のこれまでの取り組み

(2) (ODAを通じた平和の構築)・・・取り組みを行ってきたが、ジェンダー視点の主流化および女性のあらゆるレベルの意思決定過程への参加促進は十分であったとはいえない。

(3) (ODAのGADイニシアティブなど)・・・取り組みを行ってきたが、あらゆる支援事業にジェンダーの視点を取り入れるジェンダー主流化、および女性のあらゆるレベルの意思決定過程への参加促進は十分であったとはいえない。

●(追加) 一方で、日本国内では大きなジェンダー格差が指摘されており、とりわけ意思決定への平等な参加促進は大きな課題である。特に平和構築や安全保障に関わる政策決定への平等な女性の参加は立ち遅れている現状がある。

●(3) 女性および女児の権利保護とする

#### 5. 行動計画に対する基本的考え方

##### ●追加

1325号決議の主眼は、女性を受動的で脆弱な被害者としてではなく、紛争の防止と解決、武力によらない平和構築を実現するうえで重要な役割を果たす「積極的主体」として位置づけている点にある。日本が国内および近隣諸国との間で持続的平和を実現し、また国際社会の一員としてグローバルな平和の構築と人間の安全保障実現に貢献するためにも、こ

れまでの女性たちの貢献を正当に評価するとともに、あらゆる意思決定レベルへの平等な参加を推進することによって、紛争の予防・解決、持続的平和の構築に向けた女性の活躍と貢献をいっそう推進していく必要がある。

(1) 「女子差別撤廃条約など人権諸条約や」

・ 紛争とジェンダーの観点から捉え直し→「安全保障とジェンダー」に変更

・ 一方で、日本では今なおジェンダー格差が大きく、とりわけ女性の意思決定への参加が遅れており、この観点から、男女共同参画基本計画とも整合性をもって行われるべきである。

(2) また、…反映するものであると同時に、日本国憲法に基づく、基本的人権の尊重と国際協調主義に基づくもの。

(3) 女性の権利の保護は、国内府省庁（注：「多くの」を削除）が関係するのは…国連機関、地方自治体及び NGOとの協力があって初めて達成可能。国内外の NGO、有識者…UNWomen などの国連機関との対話など、…その意見を反映。

(4) 計画の実施を測定するため、…指標を可能な限り導入し、適切な財源確保を行う。計画策定後、これらの参考指標も踏まえ実施状況のモニタリングを毎年行い、3年後を目途に計画の見直しを行う。

## 6. 行動計画の目標と構成

次回以降具体的に提案。